

【有明工業高等専門学校における課外活動の在り方に関する方針】

(1) 課外活動の位置付け

課外活動は、学校教育の一環として正課の教育活動に付加して行われるものであり、スポーツや文化など学生の自主的・自発的な活動を通じて心身を鍛錬するとともに責任感および連帯感を醸成し、本校の教育理念に掲げられた「人に優しい、自然と共存できる技術の開発を目指して諸課題に柔軟に対応できる技術者」の育成に資するものである。

本校では、多様な活動内容に応じて相当数の部(同好会および愛好会を含む)を設置し、学生の自主性を基本として、課外活動が健全かつ安全に行われるように、各部に顧問教員を配置して学生の指導支援を行う。

(2) 課外活動の活動時間・休養日の設定等

学生が正課の教育活動に支障を来たすことなく、また学外の活動や休養・睡眠等の生活時間を含めてバランスのとれた生活を送ることができるように、合理的でかつ効率的・効果的な活動計画を立てるとともに、以下のとおり活動時間や休養日を設定する。

- 1) 原則として平日の活動については 2 時間程度とし、前期は 19 時まで、後期は 18 時半までを限度とする。
- 2) 休日(土曜日、日曜日および国民の休日等)について、活動計画等を事前に提出し許可された場合は、原則として 1 日あたり 3 時間程度の活動を認める。
- 3) 年間を通して週あたり 2 日以上の休養日を設定する。休養日の設定にあたっては、平日で 1 日以上、休日の活動が許可された場合は休日で 1 日以上とする。ただし、各種大会への参加により連続した休日に活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 4) 長期休業中の活動時間は、原則として 1 日あたり 3 時間程度とする。
- 5) 長期休業中にはある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。
- 6) 定期試験開始 1 週間前から定期試験終了までの期間は活動を禁止する。ただし、全国大会および全国大会につながる地方大会への参加に限り、本人および保護者の同意書の提出、成績不振者への指導と学生の健康状態の配慮を条件にこれを許可することがある。

(3) 課外活動計画の作成と活動実績報告

課外活動の計画的な実施と活動状況の把握・確認のため、年間活動計画、月間活動計画および実績報告を以下のとおり作成する。

- 1) 各部顧問教員は、年度当初に年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会・コンテスト等の日程)を作成し、校長に提出する。
- 2) 各部顧問教員は、月末までに翌月の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会やコンテスト等の日程)および当該月の活動実績を作成し、校長へ提出する。
- 3) 校長は提出された活動計画や実績報告等により、各部の活動が安全かつ適切に行われているか、顧問教員の負担が過度になっていないか等を確認し、必要に応じて、適宜、指導・是正を行うなど改善のための措置を取る。